

板橋区立ふれあい館指定管理者業務評価委員会設置要綱

平成24年1月19日区長決定

平成27年3月31日一部改正

平成29年7月6日一部改正

令和4年4月1日一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区立ふれあい館（以下「施設」という。）を管理運営している指定管理者の管理運営状況を評価するために必要な事項を定めることを目的とする。

(評価委員会の設置)

第2条 指定管理者の管理運営状況を評価するため、板橋区立ふれあい館指定管理者業務評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織及び委員の構成)

第3条 委員会は、区長が委嘱し、又は任命する委員概ね6名以内をもって構成することとし、内2名以上を施設利用者代表等の外部委員とする。

2 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

5 委員の任期は、委嘱又は任命された日から、評価を行う当該年度までとする。

(委員会)

第4条 委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、外部委員を含む委員定数の半数以上の委員の出席がなければ委員会を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

4 委員会は非公開とする。

(所掌事項)

第5条 委員会は、次に掲げる項目について、指定管理者が当初の導入目的にのっとり施設を適切に管理・運営しているかどうかを評価し、区長に報告するものとする。

(1) 施設の経営方針に関する事項

(2) 行動規範に関する事項

(3) 管理体制に関する事項

(4) 管理活動に関する事項

(5) 業務改善に関する事項

2 委員会は、前項の規定による評価及び報告以外の事項について、必要があると認めるときは、区長に意見を述べることができる。

(委員の責務)

第6条 委員は、公正、公平に評価を行わなければならない。

2 委員は、評価の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、区長が公表した情報及び委員会が公表した情報については、この限りではない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康生きがい部長寿社会推進課が処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は健康生きがい部長が定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱の改正は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の改正は、平成29年7月7日から施行する。

付 則

この要綱の改正は、令和4年4月1日から施行する。